



期 限 付 移 籍 契 約 書

〔日本サッカー協会指定書式〕

_____（以下「移籍元クラブ」という）、_____（以下「選手」という）と_____（以下「移籍先クラブ」という）とは、選手の期限付移籍に関し、次のとおり契約を締結する。

第 1 条【移籍】

移籍元クラブと移籍先クラブとは、選手の同意に基づき、_____年 _____月 _____日から _____年 _____月 _____日までの期間、選手を移籍先クラブに期限付移籍させる。

第 2 条【移籍先クラブ選手契約の優先】

選手が移籍先クラブに移籍している期間（以下「移籍期間」という）については、移籍先クラブと選手の間に締結される契約（以下「移籍先クラブ選手契約」という）が、移籍元クラブと選手の間に締結される契約（以下「原契約」という）に優先し、移籍先クラブ選手契約のみが適用されるものとする。なお、原契約の有効期間はこれによって影響を受けないものとする。

第 3 条【移籍期間中の報酬等】

- ① 移籍期間中の報酬等について移籍先クラブと選手とは、移籍先クラブ選手契約を締結する。
- ② 移籍先クラブ選手契約に定める基本報酬額は、原則として原契約と同条件とする。
- ③ 選手は、交通費、宿泊費および引っ越し費用の実費を、移籍するときは移籍先クラブに、再移籍するときは移籍元クラブにそれぞれ請求することができる。

第 4 条【移籍補償金】

移籍期間満了後、選手が移籍先クラブに完全に移籍する場合、移籍元クラブが移籍先クラブに請求することができる移籍補償金は、次の各号のとおりとする。

- (1) 原契約の期間満了前に完全移籍する場合 : 移籍元クラブと移籍先クラブとが合意した額
- (2) 原契約の期間満了後に完全移籍する場合 : 移籍補償金は発生しない

第 5 条【原契約の更新手続き】

移籍期間中に原契約の更新手続きを行う時期が到来した場合、移籍元クラブが必要な諸手続きを行う。ただし、移籍元クラブ、移籍先クラブおよび選手の三者において完全なる移籍に関する合意が既に為されている場合は、移籍先クラブが行うものとする。

第 6 条【メディカルチェック】

- ① 移籍先クラブは、選手を移籍期間開始前に移籍元クラブが同意する医師によるメディカルチェックを行うことができ、選手が移籍先クラブ選手契約の義務を十分に果たせないと判断した場合は、本契約を即刻解約することができる。
- ② 移籍元クラブは、移籍期間満了前に移籍先クラブが同意する医師によるメディカルチェックを行うことができる。

第 7 条【選手の傷害・疾病等】

移籍期間中における選手の健康管理、傷害・疾病予防および治療については、移籍先クラブがその責任を負う。

第 8 条【再移籍】

- ① 移籍期間中選手が移籍先クラブにおいてサッカー選手としての運動能力を著しく喪失したことが第 6 条第 2 項のメディカルチェックにより判明した場合、移籍元クラブの選択により選手を再移籍させることができる。
- ② 移籍元クラブが前項の選択を行った場合、原契約残存期間の移籍元クラブの基本報酬支払い義務は、移籍先クラブが移籍元クラブに代わって履行する。ただし、移籍元クラブが支払うべき成果プレミアム等の報酬については、この限りではない。

第 9 条【選手肖像の使用】

移籍期間中においても移籍元クラブは選手の肖像を使用することができる。ただし、移籍元クラブのユ

ニフォームを着用しているもの、または移籍前に撮影した映像、スチル写真等に限る。

第10条【トレーニング補償金（プロからプロ）】

- ① 第1条に定める移籍期間が、公益財団法人日本サッカー協会 プロサッカー選手の契約、登録及び移籍に関する規則7-2に定める「トレーニング期間」に該当する場合、同規則7-4(2)に基づき、原則として移籍先クラブが当該トレーニング期間に関するトレーニング補償金（プロからプロ）の全部を受け取る権利を有するが、移籍元クラブと移籍先クラブとの間に別段の合意がある場合は、移籍元クラブは当該移籍期間に応じた額のトレーニング補償金（プロからプロ）の全部又は一部を受け取ることができる。
- ② 前項に関して、移籍元クラブと移籍先クラブは以下の通り合意する。なお、本条に関する事項については、移籍元クラブと移籍先クラブの二者間の合意事項となり、選手は何ら権限を有さない。また、本条は移籍元クラブと移籍先クラブの合意により変更できる。

＜トレーニング補償金（プロからプロ）に関する扱いに関する合意＞

第1項に定める本移籍の移籍期間に関するトレーニング補償金（プロからプロ）に関しては

☐ 移籍先クラブがその全部の権利を有する。

☐ 移籍元クラブがその全部の権利を有する。

☐ 移籍元クラブが一部の権利を持つものとし、これを別に定める。

※いずれか該当するものに☒マークを付ける。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成のうえ双方記名捺印若しくは署名の上で各1通を保管し、又は本書の電磁的記録を作成のうえ電子署名を施し、各自保管する。

年 月 日

移籍元クラブ

(住所)

(クラブ名)

(代表者名)

印

フットボールエージェント（当移籍に関与した場合）
(住所)

(氏名)

印

(FIFAフットボールエージェントNo.)

移籍先クラブ

(住所)

(クラブ名)

(代表者名)

印

フットボールエージェント（当移籍に関与した場合）
(住所)

(氏名)

印

(FIFAフットボールエージェントNo.)

選手

(住所)

(氏名)

印

選手の法定代理人（親権者または後見人）の署名

※未成年の場合

(住所)

(氏名)

印